



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年12月15日火曜日 第2126号外1

◇ 目 次 ◇ 告 示

農地法別表で定める小作地の面積に代るべき面積、農地法に基づく農地の最低限面積の指定及び農地法施行令第2条第1項前段の算定方法に代るべき算定方法の廃止..... 1

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令..... 1

告 示

○愛媛県告示第1550号

次に掲げる告示は、告示の日限り廃止する。

訓 令

○愛媛県訓令第27号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年12月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
別表第7(第4条関係) 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項					別表第7(第4条関係) 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者					知 事	専 決 者		
				部 長	局 長						課 長	部 長
農 政 課	1～15 省略					農 政 課	1～15 省略					
	16 農 地 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 遊休農地の農業上の利用の増進に関する調停案の作成及び受諾の勧告(第36条第1項、第3項、第4項、農地法施行規則第80条)	—				16 農 地 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 農地取得後における下限面積の決定(第3条第2項第5号)	—			
		2 特定利用権の設定の裁定及び解除の承認(第37条、第38条第1項、第39条第4項、第40条第1項、第41条)	—					2 農林水産大臣の権限に属する農地の転用に対する意見の具申(第4条、第5条、第73条)	—			
3 所有者等を確認することができない遊休農地を利用する権利の設		—			3 小作地の所有制限面積の決定(第6条第1項第2号)	—						

		地法施行令第7条第3項、第15条第2項)							
		13 農地に係る不服申立てに関する こと。	—						
		14・15 省略							
17～19	省略								
20 農 業振 興地 域の 整備 に関 する 法律 の施 行に 関す る事 務	1 農用地等の確保等に関する基本 指針に対する意見の具申(第3条 の2第3項)	—							
	2 省略								
	3 省略								
	4 省略								
	5 省略								
21 食 料安 定供 給特 別会 計農 業経 営基 盤強 化勘 定に つい ての 債権 及び 歳入 等に 関す る事 務	1・2 省略								

		14・15 省略							
17～19	省略								
20 農 業振 興地 域の 整備 に関 する 法律 の施 行に 関す る事 務									
	1 省略								
	2 省略								
	3 省略								
	4 省略								
21 自 作農 創設 特別 措置 特別 会計 — — — — — につ いて の債 権及 び歳 入等 に関 する 事務	1・2 省略								

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
担 い 手 対 策 推 進	1 農 業経 営基 盤強 化促 進法	1・2 省略			
		3 農地保有合理化法人に関するこ と。			
		(1) 農地保有合理化事業規程の承 認並びに変更及び廃止の承認			

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
担 い 手 対 策 推 進	1 農 業経 営基 盤強 化促 進法	1・2 省略			
		3 農地保有合理化法人に関するこ と。			
		(1) 農地保有合理化事業規程の承 認並びに変更及び廃止の承認			

進 室	の施 行に 関す る事 務	(第7条第1項、第4項、第8条)					
		(2) 省略					
		(3) 農地保有合理化事業の改善命令(第10条_____)					
		(4) 省略					
		(5) 省略					
		4 省略					
		2~5 省略					
		2~5 省略					

進 室	の施 行に 関す る事 務	(第7条第1項、第5項、第8条)					
		(2) 省略					
		(3) 農地保有合理化事業の改善命令(第10条第1項)					
		(4) 改善命令についての同意市町の意見の聴取(第10条第2項)					—
		(5) 省略					
		(6) 省略					
		4 特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する調停案の作成及び受諾の勧告(第27条の4)					—
		5 特定利用権の設定の裁定及び解除の承認(第27条の5、第27条の6第1項、第27条の7第1項、第4項、第27条の8第1項、第27条の10)					—
6 省略							
2~5 省略							

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第4 (第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					別表第4 (第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区 分		組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区 分		
			局 長	専 決 者				局 長	専 決 者	
産 業 振 興 課	1・2 省 略				産 業 振 興 課	1・2 省 略				
	3 農業振 興地域の 整備に関 する法律 の施行に 関する事 務	1・2 省略				3 農業振 興地域の 整備に関 する法律 の施行に 関する事 務	1・2 省略			
		3 開発行為の許可等及び監督処分(第15条の2第1項、第3項、第6項から第8項まで、第15条の3)					3 開発行為の許可等及び監督処分(第15条の2第1項、第3項、第6項____、第15条の3)			
4 省略				4 省略						
4~6 省 略					4~6 省 略					
7 農地法 の施行に 関する事 務	1 農地又は採草放牧地(以下この部において「農地等」という。)の権利移動に関する事				7 農地法 の施行に 関する事 務	1 農地又は採草放牧地(以下この部において「農地等」という。)の権利移動の許可(第3条第1				

務				務	項)			
	(1) 許可 (第3条第1項、第4項、農地法施行令第3条第4項、農地法施行規則第14条第2項)		—					
	(2) 必要な措置の勧告 (第3条の2第1項)							
	(3) 許可の取消し (第3条の2第2項)		—					
2	農地の転用及び農地等の転用のための権利移動の許可等			2	農地の転用及び農地等の転用のための権利移動の許可			
	(1) 面積1,000平方メートル以上のもの (第4条第1項、第5項、第5条第1項、第4項、農地法施行令第3条第4項、第7条第2項、第15条第2項)				(1) 面積1,000平方メートル以上のもの (第4条第1項 _____、第5条第1項 _____)			
	(2) 面積1,000平方メートル未満のもの (第4条第1項、第5項、第5条第1項、第4項、農地法施行令第3条第4項、第7条第2項、第15条第2項)				(2) 面積1,000平方メートル未満のもの (第4条第1項 _____、第5条第1項 _____)			
3	農業会議に対する諮問 (第4条第3項、第6項、第5条第3項、第5項、第18条第3項)		—	3	農業会議に対する諮問に関すること。			
					(1) 農地の転用及び農地等の転用のための権利移動に係るもの (第4条第3項、第5条第3項)			—
					(2) 小作地の解除、解約の申入れ、合意による解約及び更新拒絶 (以下この部において「小作地の解除等」という。)に係るもの (第20条第3項)			—
				4	小作地の所有制限の免除の指定等 (第7条第1項)			—
4	農地等の賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約及び更新拒絶の許可 (第18条第1項、農地法施行令第3条第4項、第27条第2項)			5	小作地の解除等 _____ の許可 (第20条第1項 _____)			
5	和解の仲介及び小作主事その他の職員の指定 (第28条第1項、第2項、農地法施行令第33条)			6	和解の仲介及び小作主事その他の職員の指定 (第43条の5第1項、第2項 _____)			
6	立入調査等 (第49条第1項、第3項)		—					
7	報告の徴取 (第50条)		—					
8	原状回復命令等 (第51条第1項、第3項、第4項)		—					
9	農林水産大臣に対する協議 (附則第2項)		—					
10	既墾地及び未墾地買収の土地、			7	既墾地及び未墾地買収の土地、			

- (7)の6 省略
- (7)の7 省略
- (7)の8 省略
- (7)の9 省略
- (7)の10 農地法第3条第1項の規定に基づく農地等の権利移動の許可に関すること。
- (7)の11 農地法第3条の2第1項の規定に基づく必要な措置の勧告に関すること。
- (7)の12 農地法第3条の2第2項の規定に基づく農地等の権利移動の許可の取消しに関すること。
- (7)の13 農地法第4条第1項 _____ の規定に基づく農地の転用の許可 _____ に関すること。
- (7)の14 農地法第4条第3項（同条第6項並びに第5条第3項及び第5項において準用する場合を含む。）及び第18条第3項の規定に基づく農業会議に対する諮問に関すること。
- (7)の15 農地法第4条第5項の規定に基づく農地の転用の協議に関すること。
- (7)の16 農地法第5条第1項 _____ の規定に基づく農地等の転用のための権利移動の許可 _____ に関すること。
- (7)の17 農地法第5条第4項の規定に基づく農地等の転用のための権利移動の協議に関すること。
- (7)の18 農地法第18条第1項 _____ の規定に基づく農地等の賃貸借の解約等の許可 _____ に関すること。
- (7)の19 農地法第28条第1項 _____ 及び第2項の規定に基づく和解の仲介及び小作主事その他の職員の指定に関すること。
- (7)の20 農地法第49条第1項の規定に基づく立入調査等に関すること（第7号の10から前号まで及び第7号の22から第7号の24までに掲げる事項に係るものに限る。）。
- (7)の21 農地法第50条の規定に基づく土地の状況等に関する報告の徴取に関すること（第7号の10から第7号の19まで及び次号から第7号の24までに掲げる事項に係るものに限る。）。
- (7)の22 農地法第51条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく原状回復命令等に関すること。
- (7)の23 農地法附則第2項の規定に基づく農林水産大臣に対する協議に関すること。
- (7)の24 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる既墾地及び未墾地買収の土地、立木等の管理に関すること（貸付けに係る名義変更、維持及び保存に限る。）。
- (7)の25 省略
- (8)～(9)の12 省略

- (7)の7 省略
- (7)の8 省略
- (7)の9 省略
- (7)の10 省略
- (7)の11 農地法第4条第1項及び第3項の規定に基づく農地の転用の許可及び農業会議に対する諮問に関すること。
- (7)の12 農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づく農地等の転用のための権利移動の許可及び農業会議に対する諮問に関すること。
- (7)の13 農地法第7条第1項の規定に基づく小作地の所有制限の免除の指定等に関すること。
- (7)の14 農地法第20条第1項及び第3項の規定に基づく農地等の賃貸借の解約等の許可及び農業会議に対する諮問に関すること。
- (7)の15 農地法第43条の5第1項及び第2項の規定に基づく和解の仲介及び小作主事その他の職員の指定に関すること。
- (7)の16 農地法第78条の規定に基づく _____
_____ 既墾地及び未墾地買収の土地、立木等の管理に関すること（貸付けに係る名義変更、維持及び保存に限る。）。
- (7)の17 農地法第83条の2の規定に基づく原状回復命令等に関すること。
- (7)の18 省略
- (8)～(9)の12 省略
- (9)の13 農業経営基盤強化促進法第7条第1項及び第5項の規定に基づく農地保有合理化事業規程の承認に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものを除く。）。
- (9)の14 農業経営基盤強化促進法第8条の規定に基づく農地保有合理化事業規程の変更及び廃止の承認に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものを除く。）。

(9)の15 農業経営基盤強化促進法第9条の規定に基づく報告の徴収に関する事(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)

(9)の16 農業経営基盤強化促進法第10条第1項の規定に基づく農地保有合理化事業の改善の命令に関する事(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)

(9)の17 農業経営基盤強化促進法第10条第2項の規定に基づく改善命令についての同意市町の意見聴取に関する事(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)

(9)の18 農業経営基盤強化促進法第11条の規定に基づく農地保有合理化事業規程の承認の取消しに関する事(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)

(9)の19 農地保有合理化事業の運営に関する指導に関する事(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)

(9)の13 省略

(9)の14 省略

(10)～(52) 省略

6～9 省略

(9)の20 省略

(9)の21 省略

(10)～(52) 省略

6～9 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。